

令和5年神審第10号

裁 決

漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年10月15日06時23分

和歌山県日高港南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

遊漁船B

総 ト ン 数	8.5 トン	4.8 トン
登 録 長	13.80 メートル	10.32 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	450 キロワット	169 キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや船尾寄りに操舵室、その前方に操舵室より一段低くなった船室をそれぞれ配し、操舵室前部中央に舵輪、その右舷側に魚群探知機、GPSプロッター、右舷壁際にGPSプロッター、左舷壁際に機関遠隔操縦装置、船室前部にレーダーをそれぞれ備え、船尾部左舷に揚縄機を装備したFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、はえ縄漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和4年10月15日03時00分和歌山県印南漁港を発し、日高港南方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人の行うはえ縄漁は、水深50メートルないし70メートルの水域に底はえ縄漁具を敷設してふぐなどを漁獲対象として行うもので、直径5ミリメートル長さ450メートルの合成繊維製幹縄に約7メートル間隔で先端に釣針を付けた長さ約20センチメートルの合成繊維製枝縄60本ないし65本を結んだものを1鉢として10鉢連結したものを1連とし、4ノットないし5ノットの速力で船尾から投縄するもので、日高港南方沖合に3連敷設し、1連の投縄に40分ないし50分要するものの、投縄に際して操縦性能を制限するものではなかった。

a受審人は、目的の漁場に到着して04時00分投縄を始め、2連を投縄したのち、06時08分少し前御坊鯉島灯台から177度（真方位、以下同じ。）3.32海里の地点で、針路を278度に定めて自動操舵とし、4.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行

して3連目の投縄を行った。

a 受審人は、船尾部左舷で船尾方を向き、延長コード付きの遠隔操縦装置を使用して操船に当たり、06時13分前方を見て、船舶を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと考えて投縄しながら続航した。

06時20分 a 受審人は、御坊鯉島灯台から193度3.28海里の地点に達したとき、正船首420メートルのところにBを視認することができ、同船が船首を北方に向けたまま、ほとんど移動しない様子から漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bを避けることなく進行し、06時23分御坊鯉島灯台から197度3.31海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの右舷中央部に後方から82度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その右舷側に魚群探知機及びGPSプロッター、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客9人及び船員1人の汽笛を装備したFRP製小型兼用船で、b 受審人が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.35メートル船尾1.30メートルの喫水をもって、同日05時20分日高港を発し、2か所の釣り場に寄って釣果を確かめたのち、同港南方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、06時15分目的の釣り場に到着したのち、魚群探知機及びGPSプロッターを見ながら釣りポイントを修正し、06時18分衝突地点付近で、スパンカーを展開して機関を中立運転とし、船首が北方に向いて漂泊を開始し、釣り客のうち2人を船首部に、他の3人を船尾部にそれぞれ配し、自身は舵輪後方の操縦席に腰掛けて遊漁を行った。

b受審人は、漂泊を開始したとき、周囲を一見し、自船に接近する船舶はいないものと考え、06時19分船尾部左舷の釣り客のさおに魚が掛かったことから、操舵室から船尾部に移動して同客の様子を見ながら漂泊を続けた。

06時20分b受審人は、衝突地点で船首が000度を向いていたとき、右舷正横後8度420メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣り客の様子を見ることに気を奪われ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、警告信号を行うことも、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、06時23分僅か前右舷方至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が000度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首材に擦過傷を生じ、Bは、右舷中央部ブルワークに圧壊、操舵室右舷窓に破損等を生じたが、のち修理され、b受審人が、右肘関節打撲傷、頸部挫傷等を負った。

#### (航法の適用)

本件は、日高港南方沖合において、投縄中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である港則法及び海上交通安全法が

適用されないことから、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用される。

本件当時、Aは、4.5ノットの速力で投縄していたものの、投縄中、同船のはえ縄漁具は、針路の変更が困難なほど操縦性能を制限されるものではないものと認められ、Aが漁ろうに従事している船舶には該当しないことから、本件に予防法第18条の各種船舶間の航法の適用はない。

予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

#### （原因及び受審人の行為）

本件衝突は、日高港南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、日高港南方沖合において、船尾部で投縄しながら航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近することに気付かずに進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、日高港南方沖合において、遊漁のため漂泊する場合、接

近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、釣り客の様子を見ることに気を奪われ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近することに気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年10月12日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭